2026年11月12日

各　位

会 社 名　　株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ
代表者名　　代表取締役社長　砂川　優太郎
（コード番号8894　東証スタンダード）
問合せ先　　代表取締役社長　砂川　優太郎
（TEL．03-6627-3487）

改善計画の策定方針の実施スケジュールの再変更に関するお知らせ

当社は、2026年７月27日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にて公表したとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、2026年７月25日付で特別注意銘柄に指定され、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等に関する審査が行われることとなっております。

そのため、当社は、2026年８月24日に特別注意銘柄の指定解除に向け、ガバナンス及び内部管理体制等の改善及び強化を目的とした改善計画を策定することとし、その策定及び「改善計画・状況報告書」の提出に向けた基本方針を開示資料「改善計画の策定方針に関するお知らせ」にて公表しておりました。

その後、当社は、2026年９月１日付開示資料「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、2026年８月31日に社内調査委員会から調査報告書（以下、「受領済報告書」といいます。）を受領しましたが、受領済報告書が会計処理における調査目的が主なものとなっていたため、受領済報告書に基づいた改善計画・状況報告書の策定が困難となりました。

当社では、当社の内部管理体制の不備等の調査を実施し、特別注意銘柄指定を踏まえた内部管理体制の改善及び整備に向けた改善計画を策定する基礎資料となる調査報告が新たに必要であると判断し、2026年９月17日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」のとおり、当社の会計監査人である監査法人アリア（以下、「当監査法人」といいます。）から受領した2026年10月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書の原因となった社内の内部管理体制の不備における調査を目的とした、弁護士と公認会計士で構成された特別調査委員会を設置し、新たな調査を実施することを決定し、それに伴い、改善計画策定方針の実施スケジュールの変更を決定しました。

しかしながら、当社では、2026年10月30日に特別調査委員会から受領する予定であった調査結果報告について、特別注意銘柄指定に係る改善計画の策定に資する検証内容として不十分なものとなる可能性が高いことが想定されことから、2026年10月30日付開示資料「特別調査委員会による調査報告書の公表の取り止め及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、2026年10月30日開催の臨時取締役会にて、特別調査委員会の調査結果の公表を取り止めることを決定するとともに、当監査法人からの要請を受け、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）に準拠した第三者委員会の設置を決議しております。

そして、当社は、2026年11月５日付開示資料「第三者委員会の委員の選任及び第三者委員会に対する委嘱事項（調査対象・範囲）並びに第三者委員会の調査結果の開示時期に関するお知らせ」のとおり、2026年11月５日開催の取締役会において第三者委員会の委員の選任及び第三者委員会に対する委嘱事項（調査の対象・範囲）並びに第三者委員会の調査結果の開示時期につき決定いたしました。

これに伴い、当社では、本日開催の取締役会にて、改善計画策定方針の実施スケジュールを、以下の通り、再度変更することを決定いたしました。

記

１．改善計画の策定方針の実施スケジュールを再変更する理由

当社は、2026 年１月 29 日付開示資料「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」のとおり、金融商品取引法第 24 条の４の４第１項に基づき、2026 年１月 29 日に関東財務局に提出いたしました 2025 年 10 月期の内部統制報告書において開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしました。

これに伴い、当社は、有価証券上場規程施行規則第 405 条第２項（以下、「レビュー義務付け要件」といいます。）に該当することとなり、レビュー義務付け要件に該当することとなった日（2026 年３月 16 日）から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第２四半期（中間期）の決算短信を除く。）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられております。

そうしたなかで、当社は、2026 年６月 15 日付開示資料「2026 年 10 月期半期報告書のレビュー結論不表明に関するお知らせ」のとおり、当監査法人から 2026 年 10 月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしました。

そして、当社は、当該レビュー報告書の原因となった疑念を払拭し得る十分かつ適切な監査証拠を提出することを目的として外部専門家を交えた社内調査委員会（以下、「社内調査委員会」といいます。）を設置し、調査を実施して、2026 年９月１日開示資料「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて受領済報告書お知らせしております。

また、当社は、2026 年９月 14 日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超えることに関するお知らせ」のとおり、2026 年６月 15 日に関東財務局に提出した 2026 年 10 月期半期報告書及び過去の有価証券報告書等の訂正等の対応（以下「訂正等の対応」といいます。）を検討しており、当監査法人との間で訂正等の対応の協議が継続していることから、当社の決算手続き及び当監査法人による期中レビューを完了させることが困難であると判断し、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の公表を延期することなどを決定しております。

その後、当社では、2026 年 10 月 29 日付開示資料「四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の開示予定時期について」のとおり、当監査法人より複数の要請を受け、当監査法人から四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信について無限定適正意見を得るべく、当監査法人からの当該要請を満たす必要な対応を行っていく方針を有していることから、取締役会にて四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた 2026 年 10 月期第３四半期決算短信の公表を再延期する旨を決議しております。

他方で、当社は、2026 年７月 27 日付開示資料「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社株式が 2026 年７月 25 日付で特別注意銘柄に指定されております。

そして、これを受け、当社では、2026 年９月 17 日付開示資料「特別調査委員会の設置および委員選任に関するお知らせ」のとおり、外部専門家を交えた調査を目的とし、当社指名委員会の委員長である中村信雄弁護士、受領済報告書における社内調査委員会の委員長である公認会計士の清瀬由氏及び当社が昨年設置し調査を実施した第三者委員会の委員である辺誠祐弁護士の３名で構成された特別調査委員会を設置することを決定しておりました。

しかしながら、当社では、2026 年 10 月 30 日付開示資料「特別調査委員会による調査報告書の公表の取り止め及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、2026 年 10 月 30 日に特別調査委員会から受領する予定であった調査結果報告について、特別注意銘柄指定に係る改善計画の策定に資する検証内容として不十分なものとなる可能性が高いことが想定されることから、2026 年 10 月 30 日開催の臨時取締役会にて、特別調査委員会の調査結果の公表を取り止めることを決定するとともに、当監査法人からの要請を受けた状況を踏まえ、当社は、本ガイドラインに準拠した第三者委員会の設置が必要であると判断し、その設置を決議しております。

そして、当社では、2026年11月5日付開示資料「第三者委員会の委員の選任及び第三者委員会に対する委嘱事項（調査対象・範囲）並びに第三者委員会の調査結果の開示時期に関するお知らせ」のとおり、同日開催の取締役会において、第三者委員会の委員の選任などについてお知らせいたしております。

また、第三者委員会の調査結果報告書全文の適時開示時期を決定するとともに、特別注意銘柄指定における改善計画策定の基礎資料の作成と当監査法人から指摘・要請を受けた状況を踏まえて当社が必要と判断した対応を兼ねた第三者委員会に対する委嘱事項（調査の対象・範囲）についてもお知らせしております。

上記の状況に伴い、当社では、当初、特別注意銘柄指定における改善計画の作成の基礎資料となる予定としていた受領済報告書の内容が不十分であると判断し、本ガイドラインに準拠した第三者の有識者によって調査・検証を実施する必要があると判断しております。

そして、特別注意銘柄指定における改善計画の作成の基礎資料となる第三者委員会の調査報告書の受領が2026年12月中となったことに伴い、当社は、改善計画の策定方針の実施スケジュールを再度変更することを決定しました。

２．再変更後の実施スケジュール

以下のとおり、実施スケジュールを再度変更いたします。

なお、2026年９月17日付の変更から今回の再変更に至る変更箇所は下線表示で示しております。

（2026年８月24日に策定した当初の実施スケジュール）

プロセス		実施スケジュール
1	社内調査委員会の設置、委員選任及び調査開始	2026年６月15日以降（実施済）
2	社内調査委員会の調査結果受領	2026年８月31日（予定）
3	特別注意銘柄指定措置及び社内調査委員会の調査結果に基づく再発防止策の検討	2026 年９月１日～９月中旬（一部実施済）
4	特別注意銘柄指定措置及び社内調査委員会の調査結果に対する改善計画・状況報告書の検討、ドラフトの策定	2026年９月１日～９月中旬（予定）
5	日本取引所自主規制法人に対する改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2026年９月中旬
6	改善計画・状況報告書の適時開示	2026年10月中旬

（2026年９月17日に変更した実施スケジュール）

プロセス		実施スケジュール
1	社内調査委員会の設置、委員選任及び調査開始	2026年６月15日以降（実施済）
2	受領済報告書の受領	2026年８月31日（実施済）
3	特別調査委員会の設置及び委員選任並びに調査開始	2026年９月17日（実施済）
4	特別調査委員会の調査報告書の受領	2026年10月31日（予定）
5	特別注意銘柄指定措置及び受領済報告書並びに特別調査委員会による調査報告書に基づく再発防止策の検討	2026 年 11 月１日～11 月中旬（一部実施済）
6	特別注意銘柄指定措置及び受領済報告書並びに特別調査委員会による調査報告書に対する改善計画・状況報告書の検討、ドラフトの策定	2026年11月１日～11月中旬（予定）
7	日本取引所自主規制法人に対する改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2026年11月中旬
8	改善計画・状況報告書の適時開示	2026年12月中旬

（再変更後の実施スケジュール）

プロセス		実施スケジュール
1	社内調査委員会の設置、委員選任及び調査開始	2026年6月15日以降（実施済）
2	社内調査委員会の調査結果受領	2026年8月31日（実施済）
3	特別調査委員会の設置及び委員選任並びに調査開始	2026年9月17日（実施済）
4	特別調査委員会の調査報告書（ドラフト）の受領 ※ただし、2026年10月30日付開示のとおり公表は取り止めております。	2026年10月31日（実施済）
5	第三者委員会の設置及び委員選任	2026年11月5日（実施済）
6	第三者委員会の調査開始	2026年11月7日（実施済）
7	改善計画・状況報告書の検討、ドラフトの策定	2026年11月末まで（予定）
8	日本取引所自主規制法人に対する改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2026年12月15日（予定）
9	第三者委員会の調査報告書の受領	2026年12月末（予定）
10	第三者委員会による調査報告書を踏まえた改善計画・状況報告書の追記又は修正を検討、ドラフトの再策定	2027年1月1日～1月12日（予定）
11	日本取引所自主規制法人に対する改善計画・状況報告書ドラフト（第三者委員会による調査報告書を基礎資料としたもの）の提出	2027年1月15日まで（予定）
12	改善計画・状況報告書の適時開示	2027年1月25日まで

3．今後の見通し

上記のとおり改善計画・再発防止策の策定を進め、改善策を実施してまいります。
なお、上記内容のスケジュールにさらなる変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします。

この度は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしていますことを心よりお詫び申し上げます。

以　上